

## 若手の会委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(8)及び第57条2に基づく若手の会委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は、若手の会の関連業務を行う。
- 3 委員会は、次の委員をもって組織する。
  - (1) 学術担当常務理事
  - (2) 総務担当常務理事
  - (3) 若手の会代表幹事
  - (4) その他、理事長が必要と認めた者
- 2 委員の任期を、以下のように定める。
  - (1) 前項(1)から(3)の委員の任期は、当該職在任期間とする。
  - (2) 前項(4)の委員の任期は、原則として2年とする。
- 3 委員長は、学術担当常務理事が務める。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規程は、2018年3月12日より施行する。